



岩手労働局発表
平成31年4月9日（火）

照
会
先

岩手労働局職業安定部
職業対策課長 松川 信亮
地方障害者雇用担当官 小野寺 豊
(電話) 019-604-3005
(FAX) 019-604-1533

岩手県における障害者雇用状況の集計結果を公表します (平成30年6月1日現在)

～民間企業の実雇用率は2.22%、
法定雇用率(2.2%)を上回り過去最高～

岩手労働局（局長 おじか まさや 小鹿 昌也）では、岩手県内に本社を置く民間企業における平成30年6月1日現在の障害者の雇用状況^(注1)を取りまとめましたので、その結果を公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

実雇用率は2.22%と前年比0.06ポイント上昇し、改正後の法定雇用率を上回った。平成28年、29年は改正前の法定雇用率（2.0%）を2年連続で上回っており、法定雇用率を上回ったのは3年連続。

- ・ 雇用されている障害者の数^(注2)は 3,269.5人と前年より5.8%（180.5人）増加し、いずれも過去最高を更新（全国平均2.05%）。実雇用率は、北海道・東北ブロックでは第2位。
- ・ 法定雇用率（2.2%）^(注3)を達成している企業の割合は55.0%と前年比2.5ポイント低下した。
- ・ 企業規模別の実雇用率は、45.5人～100人未満規模企業を除く全ての規模の区分で前年を上回った。

(注1) 障害者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」という。）では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主など(下記注3参照)に報告を求めている、民間企業については、岩手県内に本社を置く45.5人以上規模の企業1,020社の状況をまとめたもの。

(注2) 障害者の数

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

*対象となる障害者1人のカウント数

	常用労働者	短時間労働者
	週所定労働時間 30時間以上	週所定労働時間 20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注3) 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、法に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用してい

- 一般の民間企業 2. 2% （45.5人以上規模企業）
- 地方独立行政法人等 2. 5% （40人以上規模機関）
- 国、地方公共団体 2. 5% （40人以上規模機関）
- 都道府県等の教育委員会 2. 4% （42人以上規模機関）

【一般民間企業における法定雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

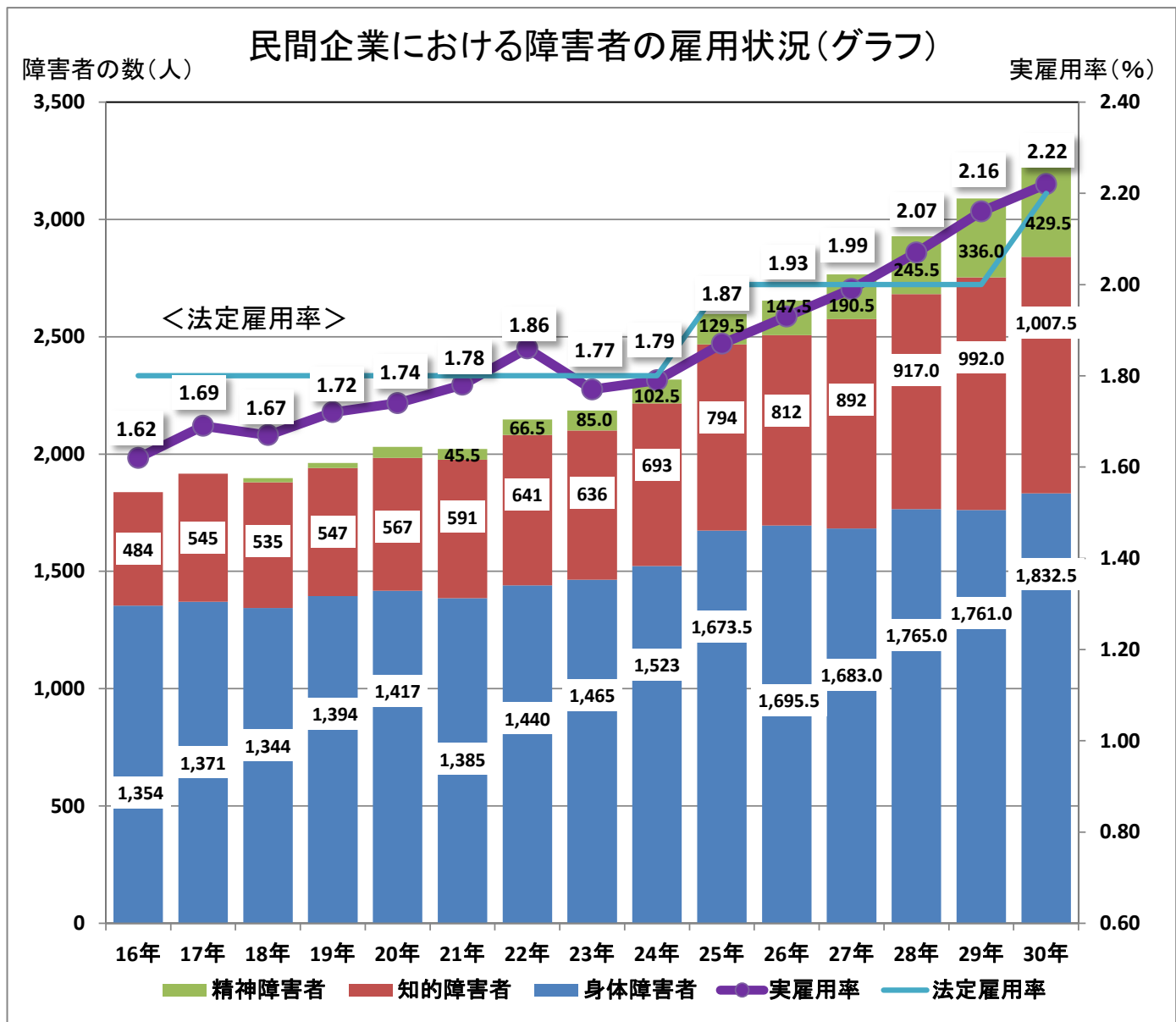
1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は3,269.5人で、前年より5.8%（180.5人）増加し、過去最高となった。都道府県別の実雇用率をみると、北海道・東北ブロックでは青森に次いで2番目と高い水準となっている。 [詳細表P8]
- 雇用者のうち、身体障害者は1,832.5人（対前年比4.1%増）、知的障害者は1,007.5人（同1.6%増）、精神障害者は429.5人（同27.8%増）と、全ての障害種別で前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。
- 実雇用率は2.22%で、前年より0.06ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は55.0%となり、前年より2.5ポイント低下した。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障害者 雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	1,020	147,388.0	3,269.5	2.22	561	55.0	2.05
29年度	939	143,139.0	3,089.0	2.16	540	57.5	1.97
増減	81	4,249.0	180.5	0.06	21	▲ 2.5	0.08

[詳細表 P1 1(1)・詳細表P4 1(4)]



(2) 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業を除くすべての区分で前年を上回った。
- ・ 実雇用率も同様に、45.5人～100人未満規模企業を除く区分で前年を上回った。なお、民間企業全体の実雇用率（2.22％）と比較すると、100～300人未満規模企業（2.35％）、1,000人以上規模企業（2.30％）が上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、500～1,000人未満規模企業で前年を上回った。

○規模別障害者雇用数

企業規模	障害者雇用数（人）		対前年増減 （人）	対前年増減比 （％）
	30年度	29年度		
45.5人～100人未満	812.0	812.5	▲ 0.5	▲ 0.1
100人～300人未満	1,229.0	1,207.5	21.5	1.8
300人～500人未満	379.0	319.0	60.0	18.8
500人～1,000人未満	407.0	366.5	40.5	11.1
1,000人以上	442.5	383.5	59.0	15.4
計	3,269.5	3,089.0	180.5	5.8

[詳細表 P2 1(2)]

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率（％）		前年比 増減(P)	雇用率達成割合（％）		前年比 増減(P)
	30年度	29年度		30年度	29年度	
45.5人～100人未満	2.17	2.25	▲ 0.08	54.6	56.5	▲ 1.9
100人～300人未満	2.35	2.26	0.09	56.6	59.9	▲ 3.3
300人～500人未満	2.01	1.86	0.15	50.9	56.5	▲ 5.6
500人～1,000人未満	2.08	2.01	0.07	53.1	50.0	3.1
1,000人以上	2.30	2.11	0.19	50.0	54.5	▲ 4.5
計	2.22	2.16	0.06	55.0	57.5	▲ 2.5

(3) 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、主に「農林漁業」、「建設業」、「製造業」、「運輸業・郵便業」、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」、サービス業」で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、農・林・漁業（4.03％）製造業（2.47％）、医療・福祉（2.91％）の3業種で法定雇用率（2.2％）を上回っている。

産業規模	実雇用率（％）		前年比 増減(P)	障害者雇用数(人)		対前年 増減(人)	対前年 増減比(％)
	30年度	29年度		30年度	29年度		
農・林・漁業	4.03	5.47	▲ 1.44	83.5	62.0	21.5	34.7
鉱業・採石業・砂利採取業	1.18	1.10	0.08	1.0	1.0	0.0	0.0
建設業	1.83	1.69	0.14	96.5	80.0	16.5	20.6
製造業	2.47	2.38	0.09	900.5	885.5	15.0	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1.79	2.17	▲ 0.38	6.0	6.0	0.0	0.0
情報通信業	1.56	1.49	0.07	43.0	39.5	3.5	8.9

運輸業・郵便業	2.03	1.76	0.27	137.5	102.0	35.5	34.8
卸売業・小売業	1.87	1.72	0.15	545.5	490.5	55.0	11.2
金融業・保険業	1.81	1.71	0.10	101.5	96.5	5.0	5.2
不動産業・物品賃貸業	1.66	1.32	0.34	21.0	17.0	4.0	23.5
学術研究・専門・技術サービス業	1.43	1.44	▲ 0.01	16.0	13.0	3.0	23.1
宿泊業・飲食サービス業	1.57	3.18	▲ 1.61	74.5	144.0	▲ 69.5	▲ 48.3
生活関連サービス・娯楽業	1.37	1.43	▲ 0.06	53.5	59.5	▲ 6.0	▲ 10.1
教育・学習支援業	1.71	1.82	▲ 0.11	57.5	57.0	0.5	0.9
医療・福祉	2.91	2.80	0.11	863.0	801.5	61.5	7.7
複合サービス事業	1.74	1.56	0.18	84.0	76.5	7.5	9.8
サービス業	1.85	1.64	0.21	185.0	157.5	27.5	17.5
計	2.22	2.16	0.06	3,269.5	3,089.0	180.5	5.8

[詳細表 P3 1(3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- 法定雇用率未達成企業（459社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、73.0%（335社）となっている。
また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は62.5%（287社）となっている。

[詳細表 P6 1(5)]

(5) 県内実雇用率上位企業

<一般企業 実雇用率上位10社>

企業名	業種名	所在地	算定基礎労働者数 (人)	実雇用率 (%)
有限会社 西部産業	食料品製造業	八幡平市	112.5	40.00
株式会社 二戸食品	食料品製造業	二戸市	64.0	12.50
社会福祉法人 やよい福祉会	社会福祉事業	盛岡市	49.0	12.24
盛岡タクシー 株式会社	旅客運送業	盛岡市	57.5	12.17
社会福祉法人 聖愛育成会	社会福祉事業	奥州市	138.0	11.96
医療法人社団 高松病院	医療業	盛岡市	61.0	11.48
株式会社 東亜エレクトロニクス	電気機械器具製造業	一戸町	54.0	11.11
及源鋳造 株式会社	鉄鋼業	奥州市	57.0	10.53
E C 南部コーポレーション 株式会社	建設業	奥州市	103.0	10.19
株式会社 平和タクシー	旅客運送業	盛岡市	50.0	10.00

<就労継続支援A型事業所を運営する企業(実雇用率10%以上)>

企業名	業種名	所在地	算定基礎労働者数 (人)	実雇用率 (%)
一般財団法人 青い鳥	プラスチック製品製造業	盛岡市	82.5	77.58
はつらつ農場 株式会社	農業	盛岡市	58.5	59.83
社会福祉法人 平成会	社会福祉事業	一関市	236.0	52.54
社会福祉法人 岩手更生会	社会福祉事業	盛岡市	78.0	47.44
社会福祉法人 修倫会	社会福祉事業	久慈市	69.5	46.76
L・Eエスコート 株式会社	社会福祉事業	盛岡市	60.5	43.80
社会福祉法人 カナンの園	社会福祉事業	一戸町	191.5	26.37
社会福祉法人 手をつなぐ	社会福祉事業	盛岡市	71.5	16.78

※就労支援A型事業所とは雇用契約に基づき、一般企業に雇用されることが困難な障害者に対して就労の機会を提供するとともに生産活動やその他の活動を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の便宜を供与する事業のことです。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

- 県の4機関に在職している障害者の数は198.0人で、前年より3.7%（7.0人）増加した。実雇用率は2.50%と前年（2.42%）に比べ0.08ポイント上昇した。
県の4機関においては、企業局を除く3機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	4	7,935.5	198.0	2.50	3	75.0	2.44
29年度	4	7,907.5	191.0	2.42	3	75.0	2.36
増減	0	28.0	7.0	0.08	0	0.0	0.08

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

- 市町村の機関に在職している障害者の数は300.5人で、前年より8.7%（24.0人）増加した。実雇用率は2.46%と昨年（2.30%）と比べ0.16ポイント上昇した。45機関のうち37機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	45	12,208.5	300.5	2.46	37	82.2	2.38
29年度	44	12,031.5	276.5	2.30	39	88.6	2.29
増減	1	177.0	24.0	0.16	▲ 2	▲ 6.4	0.09

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

- 2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在職している障害者の数は211.0人で、前年より5.8%（11.5人）増加した。実雇用率は2.42%と前年（2.27%）に比べ0.15ポイント上昇している。

※報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	2	8,734.5	211.0	2.42	2	100.0	1.90
29年度	2	8,773.5	199.5	2.27	2	100.0	1.85
増減	0	▲ 39.0	11.5	0.15	0	0.0	0.05

3 地方独立行政法人等における雇用状況

- 地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は10.0人であり、前年と比べ11.1%（1.0人）増加した。実雇用率は2.89%と前年（2.58%）に比べ0.31ポイント上昇した。

※報告対象の独立行政法人等は公立大学法人岩手県立大学、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象機関	算定基礎労働者数 (人)	障害者雇用数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成機関数	法定雇用率達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	2	346.0	10.0	2.89	2	100.0	2.54
29年度	2	349.5	9.0	2.58	2	100.0	2.38
増減	0	▲ 3.5	1.0	0.31	0	0.0	0.16

4 今後の取組み

(1) 法定雇用率が未達成の公的機関に対する指導

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、引き続き、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導を強力に実施し、早期達成を図る。

(2) 法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

- 引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)

<目次>

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3
(4) 民間企業における雇用状況の推移	4
(参考) 民間企業における障害者実雇用率・達成企業割合グラフ	5
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	6

2. 地域別の障害者雇用状況

(1) ハローワーク別の状況	7
(2) 都道府県別実雇用率等の状況	8

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
岩手県	企業 1,020 (939)	人 147,388.0 (143,139.0)	人 626 (600)	人 97 (109)	人 1,720 (1,535)	人 401 (490)	人 3,269.5 (3,089.0)	人 381.0 (319.5)	% 2.22 (2.16)	企業 561 (540)	% 55.0 (57.5)
全国	企業 100,586 (91,024)	人 26,104,834.5 (25,204,720.0)	人 117,892 (112,860)	人 16,026 (14,842)	人 262,305 (231,187)	人 41,309 (48,092)	人 534,769.5 (495,795.0)	人 60,491.5 (50,940.0)	% 2.05 (1.97)	企業 46,217 (45,553)	% 45.9 (50.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分	
岩手県	人 3,269.5 (3,089.0)	人 492 (456)	人 70 (78)	人 729 (721)	人 99 (100)	人 1,832.5 (1,761.0)	人 151.5 (162.5)	人 134 (144)	人 27 (31)	人 595 (564)	人 235 (218)	人 1,007.5 (992.0)	人 85.0 (87.5)	人 287 (250)	人 176 (172)	人 109 (-)	人 429.5 (336.0)	人 144.5 (69.5)
全国	人 534,769.5 (474,374.0)	人 98,193 (92,058)	人 11,691 (10,460)	人 129,993 (125,633)	人 16,276 (14,782)	人 346,208.0 (327,600.0)	人 28,506.0 (26,735.5)	人 19,699 (17,707)	人 4,335 (3,823)	人 68,757 (58,231)	人 17,353 (14,556)	人 121,166.5 (104,746.0)	人 14,074.0 (12,236.0)	人 50,708 (34,700)	人 20,527 (14,656)	人 12,847 (-)	人 67,395.0 (42,028.0)	人 17,911.5 (10,359.0)

[1 (1) ①表の

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③ e 欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③ a 欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④ d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③ e 欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③の a、c 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③の b、d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④ f 欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 () 内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 1,020 (939)	人 147,388.0 (143,139.0)	人 626 (600)	人 97 (109)	人 1,611 (1,535)	人 510 (490)	人 3,269.5 (3,089.0)	人 381.0 (319.5)	% 2.22 (2.16)	企業 561 (540)	% 55.0 (57.5)
50～100人未満	企業 571 (522)	人 37,399.0 (36,110.0)	人 153 (140)	人 28 (32)	人 385 (405)	人 154 (191)	人 812.0 (812.5)	人 92.0 (77.5)	% 2.17 (2.25)	企業 324 (295)	% 56.7 (56.5)
100～300人未満	企業 350 (332)	人 52,313.5 (53,452.5)	人 233 (253)	人 32 (40)	人 641 (601)	人 142 (121)	人 1,229.0 (1,207.5)	人 129.5 (147.0)	% 2.35 (2.26)	企業 191 (199)	% 54.6 (59.9)
300～500人未満	企業 55 (46)	人 18,901.0 (17,137.5)	人 82 (60)	人 11 (8)	人 186 (178)	人 31 (26)	人 379.0 (319.0)	人 56.5 (36.5)	% 2.01 (1.86)	企業 26 (26)	% 47.3 (56.5)
500～1000人未満	企業 32 (28)	人 19,572.0 (18,261.5)	人 76 (75)	人 16 (15)	人 211 (180)	人 49 (43)	人 407.0 (366.5)	人 39.0 (31.5)	% 2.08 (2.01)	企業 14 (14)	% 43.8 (50.0)
1000人以上	企業 12 (11)	人 19,202.5 (18,177.5)	人 82 (72)	人 10 (14)	人 188 (171)	人 134 (109)	人 442.5 (383.5)	人 64.0 (27.0)	% 2.30 (2.11)	企業 6 (6)	% 50.0 (54.5)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. うち新規雇用分	
規模計	人 3,269.5 (3,089.0)	人 492 (456)	人 70 (78)	人 729 (721)	人 99 (100)	人 1,832.5 (1,761.0)	人 151.5 (162.5)	人 134 (144)	人 27 (31)	人 595 (564)	人 235 (218)	人 1,007.5 (992.0)	人 85.0 (87.5)	人 287 (250)	人 176 (172)	人 109 (336.0)	人 429.5 (336.0)	人 144.5 (69.5)
50～100人未満	人 812.0 (812.5)	人 112 (97)	人 21 (27)	人 168 (188)	人 21 (29)	人 423.5 (423.5)		人 41 (43)	人 7 (5)	人 142 (143)	人 82 (85)	人 272.0 (276.5)		人 75 (74)	人 51 (77)	人 32 (-)	人 116.5 (112.5)	
100～300人未満	人 1,229.0 (1,207.5)	人 162 (171)	人 20 (23)	人 284 (278)	人 33 (26)	人 644.5 (656.0)		人 71 (82)	人 12 (17)	人 263 (237)	人 52 (48)	人 443.0 (442.0)		人 94 (86)	人 57 (47)	人 38 (-)	人 141.5 (109.5)	
300～500人未満	人 379.0 (319.0)	人 72 (53)	人 9 (7)	人 85 (81)	人 8 (7)	人 242.0 (197.5)		人 10 (7)	人 2 (1)	人 59 (67)	人 12 (11)	人 87.0 (87.5)		人 42 (30)	人 11 (8)	人 5 (-)	人 50.0 (34.0)	
500～1000人未満	人 407.0 (366.5)	人 66 (64)	人 12 (10)	人 104 (96)	人 8 (10)	人 252.0 (239.0)		人 10 (11)	人 4 (5)	人 71 (65)	人 25 (21)	人 107.5 (102.5)		人 36 (19)	人 16 (12)	人 7 (-)	人 47.5 (25.0)	
1000人以上	人 442.5 (383.5)	人 80 (71)	人 8 (11)	人 88 (78)	人 29 (28)	人 270.5 (245.0)		人 2 (1)	人 2 (3)	人 60 (52)	人 64 (53)	人 98.0 (83.5)		人 40 (41)	人 41 (28)	人 27 (-)	人 74.0 (55.0)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体 障害者障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者(注 4)	D. 重度以 外の身体 障害者及 び知的障 害者並び に精神障 害者であ る短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規 雇用分			
		人							%		%
農・林・漁業	15 (13)	2,072.5 (1,132.5)	9 (5)	2 (0)	31 (14)	65 (76)	83.5 (62.0)	8.0 (8.5)	4.03 (5.47)	9 (9)	60.0 (69.2)
鉱・採石・砂 利採取業	1 (1)	85.0 (91.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1.0)	0.0 (0.0)	1.18 (1.10)	1 (1)	100.0 (100.0)
建設業	67 (57)	5,284.5 (4,735.5)	25 (22)	2 (2)	44 (34)	1 (0)	96.5 (80.0)	8.5 (5.0)	1.83 (1.69)	36 (33)	53.7 (57.9)
製造業	254 (238)	36,413.0 (37,222.0)	184 (181)	7 (9)	510 (499)	31 (31)	900.5 (885.5)	89.0 (93.5)	2.47 (2.38)	166 (155)	65.4 (65.1)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	4 (3)	335.5 (276.5)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (6.0)	2.0 (0.0)	1.79 (2.17)	2 (2)	50.0 (66.7)
情報通信業	18 (17)	2,749.0 (2,648.5)	13 (12)	0 (0)	16 (15)	2 (1)	43.0 (39.5)	8.5 (4.0)	1.56 (1.49)	7 (8)	38.9 (47.1)
運輸・郵便業	59 (49)	6,770.5 (5,785.5)	27 (20)	3 (2)	79 (58)	3 (4)	137.5 (102.0)	11.0 (10.5)	2.03 (1.76)	32 (27)	54.2 (55.1)
卸売・小売業	153 (145)	29,186.0 (28,438.0)	67 (70)	22 (30)	312 (235)	155 (171)	545.5 (490.5)	81.5 (63.5)	1.87 (1.72)	66 (73)	43.1 (50.3)
金融・保険業	14 (13)	5,602.5 (5,653.5)	23 (23)	4 (3)	50 (46)	3 (3)	101.5 (96.5)	11.0 (7.5)	1.81 (1.71)	5 (5)	35.7 (38.5)
不動産・物品 賃貸業	11 (11)	1,268.5 (1,287.0)	2 (1)	0 (1)	17 (14)	0 (0)	21.0 (17.0)	4.0 (3.0)	1.66 (1.32)	4 (4)	36.4 (36.4)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	16 (12)	1,121.5 (901.5)	4 (4)	1 (1)	7 (3)	0 (2)	16.0 (13.0)	1.0 (2.0)	1.43 (1.44)	6 (6)	37.5 (50.0)
宿泊・飲食 サービス業	39 (36)	4,739.5 (4,531.5)	11 (13)	4 (5)	43 (82)	11 (62)	74.5 (144.0)	13.5 (9.5)	1.57 (3.18)	17 (17)	43.6 (47.2)
生活関連サー ビス・娯楽業	35 (34)	3,907.5 (4,153.5)	7 (9)	3 (4)	30 (34)	13 (7)	53.5 (59.5)	5.0 (3.0)	1.37 (1.43)	15 (13)	42.9 (38.2)
教育・学習支 援業	15 (12)	3,369.5 (3,136.0)	21 (21)	0 (0)	15 (15)	1 (0)	57.5 (57.0)	5.0 (3.0)	1.71 (1.82)	7 (7)	46.7 (58.3)
医療・福祉	233 (217)	29,646.5 (28,634.0)	179 (177)	37 (38)	423 (356)	90 (107)	863.0 (801.5)	85.0 (79.0)	2.91 (2.80)	144 (142)	61.8 (65.4)
複合サービス 事業	14 (14)	4,821.0 (4,908.5)	20 (17)	3 (1)	39 (41)	4 (1)	84.0 (76.5)	11.5 (3.0)	1.74 (1.56)	7 (6)	50.0 (42.9)
サービス業	72 (67)	10,015.5 (9,604.0)	32 (23)	9 (13)	101 (86)	22 (25)	185.0 (157.5)	36.5 (24.5)	1.85 (1.64)	37 (32)	51.4 (47.8)
計	1,020 (939)	147,388.0 (143,139.0)	626 (600)	97 (109)	1,720 (1,535)	401 (490)	3,269.5 (3,089.0)	381.0 (319.5)	2.22 (2.16)	561 (540)	55.0 (57.5)

注 1(1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	岩手					全 国					法定雇用率 (%)
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業の割合 (%)	
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5	1.5
61年	455	80,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8	↓
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	↓
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2	↓
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8	↓
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9	↓
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4	↓
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4	↓
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6	↓
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5	↓
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2	↓
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1	↓
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	↓
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7	↓
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5	↓
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5	↓
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7	↓
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1	↓
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4	↓
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8	↓
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9	↓
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5	↓
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0	↓
23年	744	123,564.0	2,185.5	1.77	51.6	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	↓
24年	774	129,259.5	2,318.0	1.79	52.2	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8	↓
25年	902	138,702.0	2,597.0	1.87	49.6	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7	2.0
26年	904	137,395.5	2,654.5	1.93	52.9	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7	↓
27年	923	139,094.5	2,765.5	1.99	54.1	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2	↓
28年	923	141,355.0	2,927.5	2.07	56.3	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8	↓
29年	939	143,139.0	3,089.0	2.16	57.5	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0	↓
30年	1,020	147,388.0	3,269.5	2.22	55.0	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9	2.2

注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

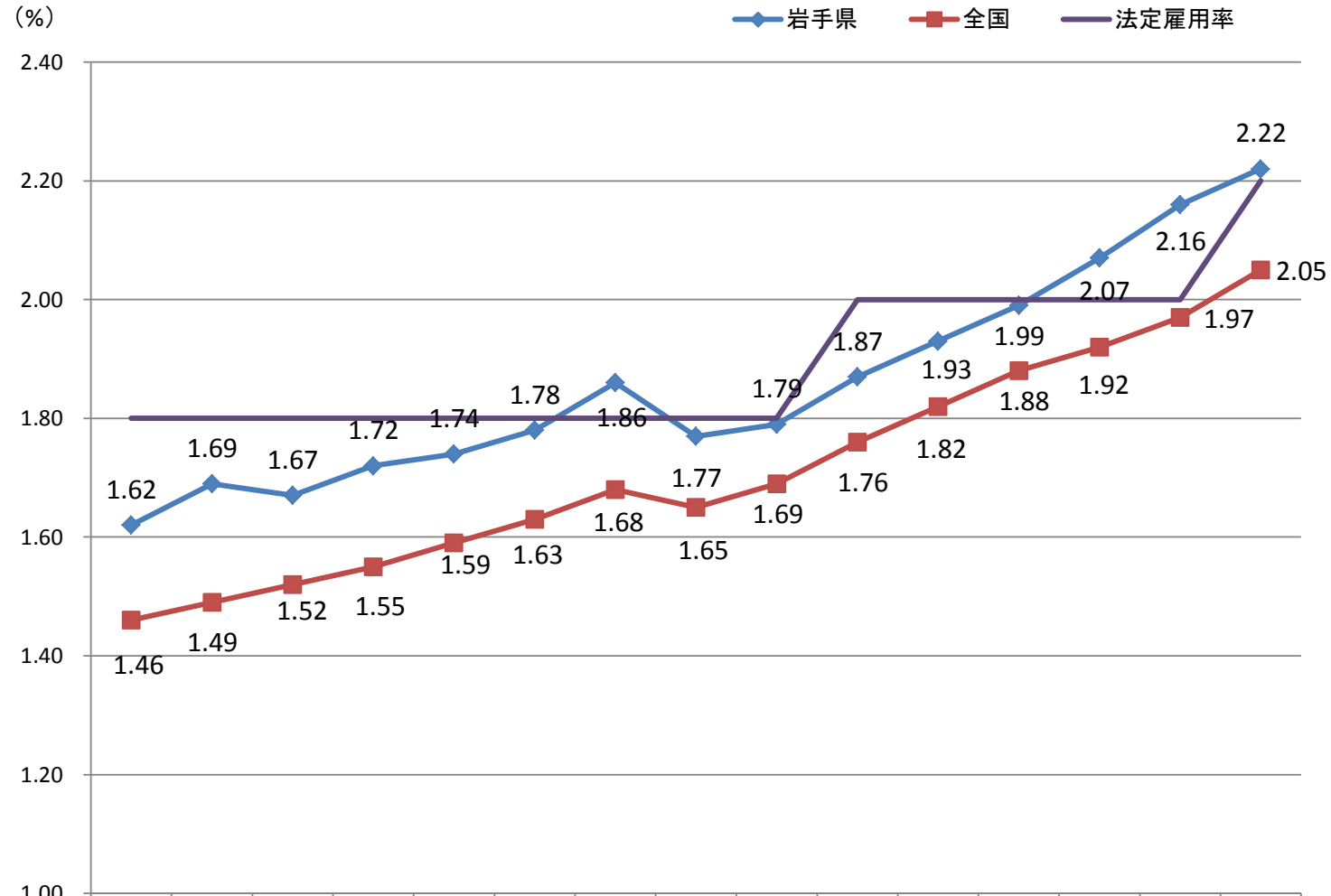
昭和52年～昭和62年
 【身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 昭和63年～平成4年
 【身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者
 平成5年～平成17年まで
 【身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～平成22年まで
 【身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降
 【身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 ※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
 ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
 ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考)

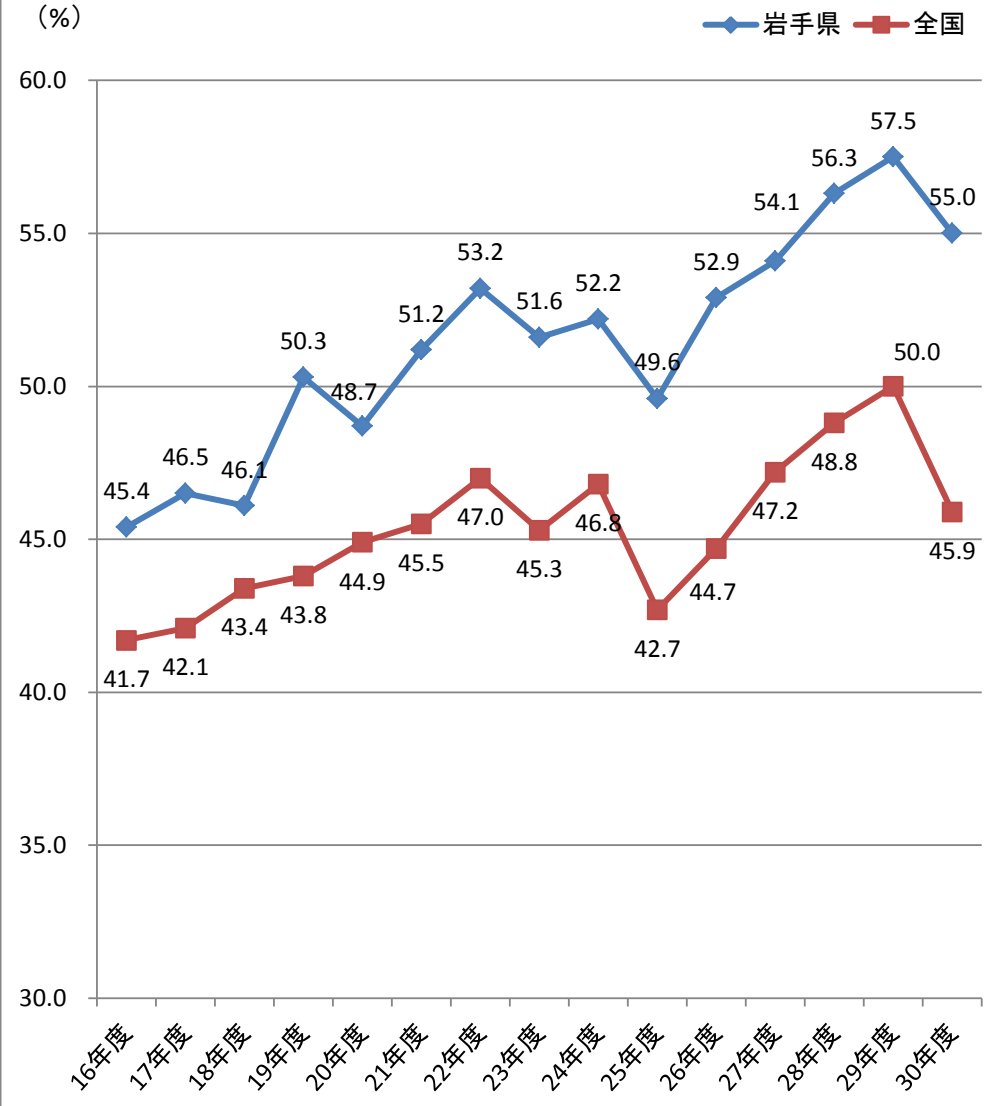
詳細表5

民間企業における障害者実雇用率



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
岩手県	1.62	1.69	1.67	1.72	1.74	1.78	1.86	1.77	1.79	1.87	1.93	1.99	2.07	2.16	2.22
全国	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05
法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2

民間企業における法定雇用率達成企業の割合



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ 左のうち障害者の数 が0人である企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	
規模計	459	335 (73.0%)	78 (17.0%)	28 (6.1%)	13 (2.8%)	4 (0.9%)	1 (0.2%)	287 (62.5%)
50～100人未満	274	267 (97.4%)	7 (2.6%)	- -	- -	- -	- -	255 (93.1%)
100～300人未満	143	61 (42.7%)	59 (41.3%)	21 (14.7%)	2 (1.4%)	- -	- -	32 (22.4%)
300～500人未満	24	6 (25.0%)	10 (41.7%)	4 (16.7%)	3 (12.5%)	1 (4.2%)	- -	0 (0.0%)
500～1000人未満	13	1 (7.7%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	7 (53.8%)	2 (15.4%)	- -	0 (0.0%)
1000人以上	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)

詳細表6

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 100～300人未満、300～500人未満の割合については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

2 地域別の障害者雇用状況

(1) ハローワーク別の状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数			実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達 成企業割合 %	
			合計 人	身体 障害者数 人	知的 障害者数 人				精神 障害者数 人
盛岡	417	71,490.5	1,498.5	868.0	410.0	220.5	2.10	189	45.3
釜石	43	4,753.0	132.0	70.5	32.5	29.0	2.78	35	81.4
宮古	61	5,634.0	109.5	61.0	33.0	15.5	1.94	34	55.7
花巻	79	11,188.5	189.5	106.0	59.0	24.5	1.69	43	54.4
一関	99	12,019.5	358.0	152.0	167.5	38.5	2.98	60	60.6
水沢	101	13,338.5	287.5	200.0	52.5	35.0	2.16	62	61.4
北上	93	13,978.5	265.5	180.5	59.5	25.5	1.90	48	51.6
大船渡	41	5,702.0	116.5	59.5	47.5	9.5	2.04	23	56.1
二戸	44	5,906.0	186.5	72.0	100.0	14.5	3.16	31	70.5
久慈	42	3,377.5	126.0	63.0	46.0	17.0	3.73	36	85.7
計	1,020	147,388.0	3,269.5	1,832.5	1,007.5	429.5	2.22	561	55.0

(2) 都道府県別実雇用率等の状況

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	△0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

【参考資料】

◎平成30年6月1日時点の地方公共団体における障害者雇用状況の補正について

本公表資料の総括表2に記載した地方公共団体における平成30年6月1日時点の障害者雇用状況の数値は、12月25日から4月3日までの間に把握された一部の障害者任免状況通報書の訂正等を反映したものに基ついております。補正後の再点検結果は、次のURLをご覧ください。

<URL>

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>